

総務常任委員会

1 開 議 令和4年9月12日(月) 午前10時00分

2 場 所 7階 委員会室2

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第56号 大田原市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第57号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第3 議案第58号 大田原市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

日程第4 議案第59号 大田原市職員の育児休業等に関する条例及び大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第60号 大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第61号 大田原市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例及び大田原市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について

総務常任委員会名簿

委員長	櫻	井	潤	一	郎	出席
副委員長	菊	地	英	樹		出席
委員	高	崎	和	夫		出席
	君	島	孝	明		出席
	齋	藤	光	浩		出席
	伊	賀		純		出席

当局	経営	管理	部長	益	子	和	弘	出席
	総	務	課	長	君	島	敬	出席

事務局	藤	田	一	之		出席
-----	---	---	---	---	--	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（櫻井潤一郎） ただいまの出席委員は6名であり、定足数に達しております。これより総務常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレット資料のとおりであります。

当局の出席者は、益子経営管理部長、君島総務課長です。

◎議案第56号 大田原市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（櫻井潤一郎） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第56号 大田原市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 議案第56号 大田原市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、平均寿命の延伸や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、経験、技術を持つ高齢期の職員を確保することで社会保障制度を維持し、また高齢期における多様な職業生活設計の支援を図ることを目的とした地方公務員法等の一部改正に伴い、職員の定年を段階的に65歳に引き上げることに必要な事項を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

詳細については、総務課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） それでは、詳細につきましては、私のほうからご説明したいと思います。

まず、27ページの議案書補助資料を御覧ください。初めに、今回の職員の定年引上げにつきまして、制度の概要を説明いたします。改正の要旨の主なものは、改正の主な項目として記載の（1）、定年の段階的引上げ、（2）、管理監督職、勤務上限年齢制、役職定年の導入、（3）、定年前再任用短時間勤務職員制の導入、（4）、情報提供、意思確認制度の4点でございます。

1点目の定年の段階的な引上げでございますが、38ページの資料①、定年の段階的引上げを御覧ください。表の上段、年度と定年年齢を御覧ください。定年年齢の推移になりますが、令和4年度までは60歳であった者が令和5年度と令和6年度は61歳、令和7年度と令和8年度は62歳、令和9年度と令和10年度は63歳、令和11年度と令和12年度は64歳、そして令和13年度以降は65歳となっていきます。

次に、退職日を御覧ください。2年度で1歳の定年年齢の引上げが行われることで、令和4年度までは毎年年末の3月31日に定年退職者がいましたが、令和5年度以降は定年退職者が出るのはしばらくの間2年度に1度になってまいります。表の令和5年度と令和6年度は、定年年齢が61歳ですが、令和5年度

は定年退職者がいません。定年退職者なしで青く塗られている部分でございます。同様に、令和7年度、9年度、11年度、13年度は、定年年齢が引上げになるものの、定年退職者がおりません。そして、令和14年度末の令和15年3月31日に初めて65歳の定年退職者が出るようになり、制度が完成いたします。表の退職日以下につきましては、生年月日ごとに定年年齢を表したものでございます。

次に、2点目の管理監督職勤務上限年齢制の導入ですが、39ページの資料②の上段、管理監督職勤務上限年齢制を御覧ください。いわゆる役職定年制と言われるもので、管理監督職職員は、原則として60歳に到達した日の翌日から最初の4月1日までの期間内に管理監督職以外の職に降任又は降給を伴う転任をしなければなりません。制度上は60歳に達した日の翌日から管理監督職以外の職に降任等をさせることは可能ですが、本市におきましては、原則一律で翌年度の4月1日に一斉に降任等をさせるよう運用する予定でございます。ただし、特別な事情がある場合には、例外措置を講じることができることになります。

次に、3点目の定年前再任用短時間勤務制の導入ですが、資料②の下段、定年前再任用短時間勤務制を御覧ください。年齢が60歳に到達した職員のうち、引き上げられた定年年齢に達する前に退職した者を短時間勤務の職に採用することができるもので、現行の再任用短時間勤務とほぼ同様の措置となります。現行と違う点は、現行制度が任期1年であるのに対し、定年前再任用短時間勤務制は、任期が引上げ後の本来の定年年齢までとなっており、1年ごとの任期の更新にはなりません。管理監督職勤務上限年齢制と同様に、制度上は60歳に達した日の翌日に退職をして、定年前再任用短時間勤務職員として採用することも可能ですが、人事管理の運用上、原則一律で翌年度の4月1日に採用する予定でございます。

なお、条例施行日前に退職した職員及び段階的引上げ期間中に定年に達した退職職員は、定年退職後も65歳まで、これまでの再任用制度と同様の暫定再任用制度により、採用することが可能となっております。

なお、この暫定再任用制度の該当年齢及び年度につきましては、資料の38ページ中に暫定の「暫」に再任用の「再」、暫再という項目で記載をしております。

最後に、4点目の情報提供、意思確認制度ですが、37ページの一番下、新設する附則第4項でございます。職員が60歳に達する年度の前年度に60歳に達した日以後の任用、給与、退職手当の制度に係る情報を提供し、意思を確認するもので、今年度においては年度末までに59歳に達する職員に対して行うこととなります。

それでは、具体的な改正内容について説明をいたします。28ページの新旧対照表を御覧ください。第3条は、職員の定年を定めるもので、年齢65年と規定いたします。

28ページの第4条第1項から30ページまでの第4項は、定年退職の特例を定めるもので、任命権者は定年に達した職員で、特別な事由がある場合には、当該職員の同意を得た上で、定年の期限を延長することができますと規定いたします。また、期限の延長は、1年を超えない範囲内で行い、最長で定年退職の日から起算して3年を超えないと規定いたします。

次に、30ページの第6条から34ページの第11条につきましては、第6条は役職定年の対象となる管理監督職を現行の管理職手当が支給となっている職、課長補佐級以上が対象と規定いたします。

次に、第7条は、役職定年年齢を年齢60年に、第8条は、役職定年により他の職へ降任等を行うに当たって遵守すべき基準を次の各号に規定いたします。

31ページを御覧ください。遵守すべき基準といたしまして、第1号は、標準職務遂行能力及び適性を有

すると認められる職に降任等をする。第2号は、できる限り上位の職に降任等をする。第3号は、降任等において降任時点での職制上の段階に応じて他の職員との均衡を図ることを規定いたします。

次に、第9条は、役職定年の特例を定めるもので、第1項では第1号から32ページの第3号の特別な事情いずれかに該当する場合には、1年単位で異動期間を延長し、当該職員を引き続き管理監督職を占めたまま勤務させることができること。第2項は、第1項の特例の再延長を求めるもので、最長で3年とすることを規定いたします。第3項は、国家公務員に類似した組織における管理監督職の特例任用を規定したもので、1年以内で延長することができることを規定いたしますが、本市においては現段階で当該ケースは想定しておりません。

次に、33ページの第10条は、第9条の規定による異動期間の延長等に係る職員の同意要件を、34ページの第11条は、第9条の規定により特例任用要件が消滅した場合の措置を規定いたします。

次に、第12条は、定年前再任用短時間勤務職員の任用、第13条は、一部事務組合及び広域連合の60歳以上の職員を短時間勤務の職として再任用できることを規定いたします。

次に、第14条は、委任規定で、この条例の実施に関して必要な事項は規則で定めるといたします。

次に、35ページの制定附則第3項は、定年に関する経過措置を規定しており、令和5年4月1日から令和13年3月31日まで2年ごとに段階的に引き上げることとしております。

次に、制定附則第4項は、情報の提供及び勤務の意思の確認を規定いたします。

20ページの改正文を御覧ください。附則第1条は、施行期日を定めており、令和5年4月1日から施行いたします。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行いたします。

附則第2条以降は、勤務延長に関する経過措置や暫定再任用職員等の経過措置を規定いたします。

以上、大田原市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

伊賀委員。

○委員（伊賀 純） この5年延長になるということは、今現在の市役所の職員に対してとても影響があるかなと思うのですが、説明とかはもう今の職員に対してこの5年間延びるといふ、こういう体制になってということは説明はよくされているということですか。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） 具体的な説明はこれから実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） 伊賀委員。

○委員（伊賀 純） それと、あとその新入採用者という面に対して、この間部長がちょっと説明されていたけれども、この数年間の市役所に入りたいたいという方少なくなってくるという説明だったと思うのです。それに対してこの数年はどのぐらいの倍率であった新入、市役所に入りたいたいという方の倍率というのはどのぐらいあったのですか。これから採用人数が少なくなっていくという、どうなっていくのだろうかという思いがあるので、ちょっと教えていただけたらと思います。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） ちょっと正確な数字で今持ち合わせておりませんが、恐らく10倍前後になろうか
と思います。

○委員長（櫻井潤一郎） 伊賀委員。

○委員（伊賀 純） 今後10倍になるということですか、それともこの過去数年ぐらいはどのぐらいの倍率
だったのだろうというのをちょっとお伺いしたいのですけれども。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） ここ数年の実績としては10倍前後だったと認識をしております。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） 伊賀委員、4回目ですけれども、どうぞ。

○委員（伊賀 純） いいですか。今後採用人数が少なくなっていくという、もっと高くなっていくわけ
ですよね、希望者として。それは仕方ないと、10倍って結構狭き門だと思うけれども、もっともっと狭き
門に、市役所の職員になるのが大変になってくるということですか。そういうふうな認識でよろしいです
か。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） 確かに定年延長に伴いまして、制度完成までの間は職員は増加するということは
見込んでおります。当然ながら毎年定年退職者が出ていたものが2年に1度の退職という形になります。
ただし、国のほうからも言われているものは、あくまでも新陳代謝は図るよという事で、若手、新
しい職員を全く雇わないということではなくて、ある程度もう制度が完成するまでは職員の全体数、今よ
りは増えるだろうという予想の下に当然ながら新規採用職員の数もある程度確保したいと考えております
ので、極端に新規採用の職員が減るという形だけは避けたいと考えておりますので、定年延長に伴って極
端に新採職員を減らす。そのために新陳代謝が滞るような形は避けたいと考えておりますので、ある程度
平均した数は毎年確保していきたい。それに伴って、当然ながら職員の全体数は一時的には増えると想定
されますが、恐らく完成後にはだんだん職員の数はまた一時的に増えたものは減少して行って、今までの
数に近い数字には落ち着いてくるだろうと考えております。

以上でございます。

○委員長（櫻井潤一郎） 高崎委員。

○委員（高崎和夫） 今の定年の段階的な引上げの中で、一時的には当然その職員数が増えていくだろうと
いう説明は分かるのですけれども、その中で大体そのピーク的にどの辺で、今のシミュレーションですと、
大田原市の場合にどのぐらいの人数が増えそうになるのですか。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） 今、細かなところまでシミュレーションはできておりませんが、恐らくこの制度
が定年延長が完成を迎える令和14年度の頃が一番ピークになると考えておまして、今、令和4年
4月1日現在の職員数が556名おりますが、恐らく570名から580名ぐらいの職員にはなるのではないかと考
えておるところであります。ただ、これはあくまでも今の推計ですので、まだこれから細かなシミュレ
ーションが必要になりますが、ただし、令和20年度にはまた現在のレベルに戻ってくるのではないかと考
えているところであります。

○委員長（櫻井潤一郎） 高崎委員。

○委員（高崎和夫） そうすると当然令和20年、今の説明で20年には今の定数ぐらいい戻るだろうということですが、そうするとこの実際には令和5年から定年退職者が出ないわけですから、この間当然財政負担も増えていくか、財政的にも費用が、給料等がかかると思いますけれども、その辺はどんなシミュレーションしているのですか。どのぐらいの金額が増えるとかというのはシミュレーションを考えているのですか。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） 本件につきましても、細かな絞り込みについては今のところできてはいないので、すけれども、恐らく570から580の職員となれば、恐らく1億数千万円、相当な人件費の増が見込まれると今の段階では考えております。

○委員長（櫻井潤一郎） 君島委員。

○委員（君島孝明） 今の高崎委員の質問に関連なのですが、1億円ちょっとの経費増ということで、この前、部長答弁では国への希望的観測で補助金をいただければという話もありました。そんな中で今後その要望をされていくのか、確認いたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） どの自治体も一斉にこの定年引上げ制度になりますので、もともとは国の法律改正に伴うものでございますから、今、国から正式に措置するよという返事はないのですけれども、いずれにせよ相当な人件費の増加が考えられますので、いつ国へ要望するかということとはちょっと申し上げられませんが、もし国のほうで何のお示しもないのであれば、その時点で県を通して要望してまいらなければならないというふうに考えております。

○委員長（櫻井潤一郎） 君島委員。

○委員（君島孝明） ぜひお願いしたいと思います。

もう一点、役職定年に関してなのですが、これから移行期間があつて、移行期間を終わって、完成形になった場合、それでも役職定年はそれ以降も60歳なのかを確認します。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） 基本的に国のほうから示されている内容では、当分の間はという考え方かと思っておりますので、国のほうの状況を注視しながら、その辺に関しては考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） 斎藤委員。

○委員（斎藤光浩） 先ほどの人員ですけれども、今、556人ということですが、最終的には何人を目指しているか。多分増えて、また減って、今と同じぐらいになるだろうというのは先ほど伺いましたけれども、さらに減らすとか、何かそういう目標みたいなのはあるのですか。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） 職員の定数管理という形になりますけれども、これは職員の定員の適正化計画というのののちとって、それに基づいて職員の総数が決まっています、それに基づいて採用のほうも実施しております。今の定員適正化計画の数字というのは、この定年延長というものを加味されていないものであ

りまして、それも合わせて変更する必要があるものですから、この556という数字は、もちろんその定員適正化計画に基づいて採用を進めた上での実績になっておりますので、今後の定数についても、この定員適正化計画を見直した上で定めていきたいと考えております。いずれにしても職員の数というのは、定員の適正化計画に基づく職員数に合わせるような形で、退職と採用というのを行っております。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

伊賀委員。

○委員（伊賀 純） これ定年が延びるということは、降任されるという、今まで部長級の方、管理職の方が降任されるということなのでしょうけれども、この昨日まで部長級、管理職を持っていた方が急に同じ職場で、同じ職場というか、同じ市役所の中でいながらにして、一緒に仕事をしていくわけですよね。そのときにやっぱり残っている職員としたら、働きづらいつか、そういうことというのは私はあるのではないかなと、そしてまたそういう今まで部長がいて、新しい部長が入ってきて、そしてまたその元の部長に気を遣わなければならない、院政みたいな、そういうようなことが起きたらやりづらいただろうとか、そういう思いがありまして、やっぱり職場環境というのをぜひきれいに整えていただきたいと思っております。

意見です。

○委員長（櫻井潤一郎） 高崎委員。

○委員（高崎和夫） 私の質問、それから君島委員からも質問がありましたけれども、この令和14年が人数的にピークになるだろうという中でのその財政が1億数千万円がプラスの負担になってくるだろうという今、部長からの答弁がありましたけれども、これらが大田原市単独というのではなくて、これはもう全国的なわけですから、これらの財政負担的なものを県とか、そういう単位で足並みをそろえた国に対する要望ということをしたらどうなのかなということで、そんな要望で要望したいと思うのですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（櫻井潤一郎） ほかに意見がないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。議案第56号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号 大田原市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第57号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○委員長（櫻井潤一郎） 次に、日程第2、議案第57号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 議案第57号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、地方公務員の定年年齢の段階的引上げを定めた地方公務員法の一部改正、議案第56号 大田原市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴い、関連して整備が必要な条例について、関係部分を一括して改正するものであります。

詳細については、総務課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） それでは、49ページの議案書補助資料を御覧ください。

今回の改正の対象となる条例は、関連条例として記載のとおりでございますが、（1）から（10）の10本が一部改正、（11）の1本が廃止でございます。

なお、改正内容のうち、法律の改正等に伴う引用条項の改正、用語の改正など簡易なものも多く含まれておりますので、これらの説明につきましては省略をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

51ページの新旧対照表を御覧ください。第2条関係は、大田原市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、第5条第10項を全部改正し、新たに定年前再任用短時間勤務職員の給与等を規定いたします。内容は、現行の再任用短時間勤務職員制度と同様の計算方法になるよう定めるものであります。

次に、58ページの附則第7項は、当分の間60歳以降の職員の給料を給料月額100分の70とすることを規定いたします。

次に、58ページから59ページの附則第9項は、管理監督職勤務上限年齢調整額、いわゆる役職定年に伴う調整額を規定いたします。

ただいま説明いたしました附則第7項及び第9項につきまして、79ページの資料、管理監督職勤務上限年齢制による降任等をされた職員の給料を基に詳しくご説明いたします。

上段の表で、当分の間管理監督職の職員が管理監督職勤務上限年齢60歳に達したことにより、降任又は降給を伴う兼任をされた場合、特定日、60歳に達した日後の4月1日以後の給料は、職員の受ける給料月額給料表の旧号給の額の70%プラス管理監督職勤務上限年齢調整額になるというものでございます。職員の受ける給料月額が70%になることから、これを7割措置といいます。下段の例は管理監督職で8級25号給の職員の60歳以降の7割措置の具体例であります。この表でご説明いたします。もともと管理監督職の参事、部長で8級25号給、45万4,500円を支給されていた職員が60歳の誕生日を迎え、役職定年に達したことから、誕生日以後最初の4月1日、これを異動日といいます。4月1日に降格して、管理監督職以外の職に配置されるとともに、支給適用となる給料表は5級93号給、39万3,000円になります。また、同時に4月1日の特定日には7割措置が実施されることから、39万3,000円の7割に当たる表中Bの27万5,100円が当該職員の給料となります。しかし、2段階に及ぶ大幅な減額を避けるため、管理監督職勤務上限年齢調整額を設け支給することとし、60歳になる前日に受けていた給料45万4,500円の7割である表中Aの31万

8,200円と、Bの27万5,100円の差額である緑色の4万3,100円が調整額として支給されることになり、結果的に調整額の支給により、60歳になる前日に受けていた給料45万4,500円の7割である31万8,200円が支給確保されることとなります。

続きまして、62ページを御覧ください。第4条関係は、大田原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、第2条及び第9条において、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員として、異動期間を延長した管理監督職を追加いたします。

続きまして、70ページを御覧ください。第6条関係は、公益的法人等への大田原市職員の派遣等に関する条例の一部改正で、第2条は、公益法人等へ派遣できない職員に異動期間を延長された管理監督職員を追加するものであります。

続きまして、74ページを御覧ください。第10条関係は、大田原市職員の降給に関する条例の一部改正で、第2条及び第3条は、降給の種類及び降給の事由に、役職定年制による降任を伴う降給及び降格をそれぞれ追加いたします。

続きまして、74ページから75ページの附則第3項及び附則第4項は、給料月額7割措置を受ける職員に係る本条例の適用を規定いたします。

46ページの改正文にお戻りいただきまして、中段になりますが、第11条は、大田原市職員の再任用に関する条例を廃止いたします。

附則第1条は、施行期日を定めており、令和5年4月1日から施行いたします。

附則第2条以降は、暫定再任用職員などの経過措置を定めております。

以上、地方公務員法の一部改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

斎藤委員。

○委員（斎藤光浩） 確認なのですが、60歳になった、定年になったときに、70%になるのは結局は全員60歳になった方は70%になるでよろしいのでしょうか。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） はい、そのとおりでございます。

○委員長（櫻井潤一郎） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第57号につきまして原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第58号 大田原市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

○委員長（櫻井潤一郎） 次に、日程第3、議案第58号 大田原市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。
経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 議案第58号 大田原市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定については、定年引上げ制度の開始に合わせ、高齢期職員の加齢による諸事情への対応、地域ボランティア活動等の地域貢献等を想定し、定年退職前に先行的に休業を取得できるよう高齢期職員の多様な働き方を推進するための制度として制定するものであります。

詳細については、総務課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） それでは、ご説明いたします。

81ページの新規制定文を御覧ください。第1条は、趣旨でございます。それから、第2条は、高齢者部分休業の承認等で、第1項は公務の運営に支障がないと認める場合に承認するものと規定し、第2項では、承認は1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で5分を単位として行うもの、第3項は、対象職員の年齢は60歳以上としております。第3条は、給与の減額について規定し、勤務しない1時間につき給料等を減額いたします。第4条は、承認の取消し又は休業時間の短縮、第5条は、休業時間の延長、第6条は、委任であります。

82ページを御覧ください。附則第1項は、施行期日を定めており、令和5年4月1日から施行いたします。

附則第2項は、大田原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正であります。

84ページから85ページの新旧対照表のとおり、主に第17条の給与の減額に高齢者部分休業の規定を追加いたします。

以上、大田原市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

君島委員。

○委員（君島孝明） ただいま給与の減額という話がありましたが、給与の減額の計算方法を教えていただけますか。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） 概略では第3条のほうで勤務しない1時間につき給料等を減額するという形ですけれども、具体的な計算方法ということでよろしいでしょうか。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） すみません。具体的な計算方法について、手持ち資料、ちょっとここにございませので、計算方法についてはこの後報告させていただきたいと思っております。大変失礼しました。

- 委員長（櫻井潤一郎） 斎藤委員。
- 委員（斎藤光浩） 極端な取得方法をした場合は、半日勤務みたいな形は可能ということですか。
- 委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。
- 総務課長（君島 敬） 委員おっしゃるとおり、極端な形を取った場合には、基本的には高齢者部分休業の職員というのは、これ対象となる職員は常勤職員なのですけれども、極端な取り方をすれば、半日近く出勤しないということが制度上はあり得てしまいますので、これを運用上どういう形にしていこうかというのは今後課題が残る部分ではあるかと思いますが、この条文だけで言いますと、極端な言い方をすれば、それは可能な形になります。

以上です。

- 委員長（櫻井潤一郎） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

- 委員長（櫻井潤一郎） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第58号につきまして原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

- 委員長（櫻井潤一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号 大田原市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定については、原案を可することに決しました。

◎議案第59号 大田原市職員の育児休業等に関する条例及び大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 委員長（櫻井潤一郎） 次に、日程第4、議案第59号 大田原市職員の育児休業等に関する条例及び大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

経営管理部長。

- 経営管理部長（益子和弘） 議案第59号 大田原市職員の育児休業等に関する条例及び大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院の妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置による地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則の一部改正に伴い、正職員の育児参加のための休暇及び非常勤職員の育児休業を取得するための要件の緩和について、国家公務員と権衡を踏まえ、同様の措置とするため、関係部分を改正するものであります。

詳細については総務課長からご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

- 委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

- 総務課長（君島 敬） それでは、私のほうからご説明を申し上げます。

まず、91ページの新旧対照表を御覧ください。こちらの説明に入る前に、まずこの条文に関しましては、

主に非常勤職員の育児休業等取得に係る要件を緩和する、あるいは取得の柔軟化を図るためのものでありまして、本市においては主に会計年度任用職員を対象として改正を行うものでございます。

それでは、第1条でございますが、大田原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、第2条第4号のア及びイにつきましては、育児休業することができる非常勤職員を規定いたします。改正前は、子が1歳6か月になる日以降も任用されている職員について育児休業が取得できる規定でございましたが、改正後は、子の出生の日から57日以内の育児休業を取得する場合には、出生の日から57日と6か月を経過する以降も任用されている職員も取得ができることが追加され、育児休業を取得できる任用期間の要件が緩和されます。

次に、92ページから94ページの第2条第2項及び第2条の3第3号は、子供の1歳以降の育児休業取得を柔軟にするもので、子が1歳から1歳6か月に達する日までの期間において、夫婦交代で育児休業の取得を可能にするほか、保育園等の入園、入れない場合などの規定で定められた特別な事情がある場合には、複数回の育児休業の取得が可能になるなど要件をさらに緩和することといたします。

次に、94ページの第2条の4は、子が1歳6か月から2歳に達する日までの育児休業の取得要件を規定いたします。この期間においても夫婦交代での取得を可能にするほか、保育園等に入れなかった場合などの規則で定められた特別な事情がある場合には、要件をさらに緩和することにいたします。

次に、95ページの第2条の5は、これを削り、新たに第3条の2として新設いたします。内容は、改正前と同様に、人事院規則で定める期間を基準として、条例で定める期間を57日間とするもので、育児休業の期間を制度上分けるための基準となるものでございます。

次に、第3条は、再度の育児休業を取得する場合に係る条例で定める特別な事情について、育児休業の終了後3月以上の期間を経過したことがございましたが、法律において育児休業の2回取得を規定したことから、不要となったため規定を削るものであり、第8号は、同様に条例で定める特別な事情に関し任期を定めて採用されたい職員には、任期付職員法に基づく任期職員等がいることから、これらの職員についても非常勤職員として同様の取扱いすることを規定し、第7号に繰り上がるものであります。

続きまして、96ページを御覧ください。第2条は、大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正で、正職員の休暇のうち、育児参加のための休暇を取得できる期間を拡大するものであります。

96ページの新旧対照表の別表第1の13を御覧ください。別表第1は、結婚や出産、交通機関の事故など特別な事由により勤務しないことが相当である場合を定めたものであります。今回の改正は、男性職員を対象とした育児参加のための休暇について、対象期間をこれまでの妻の出産予定日の6週間前の日から出産の日後8週間経過する日としていたものから、出産の日後1年を経過する日までの期間へと期間の末尾を拡大するものであり、男性職員がより育児に参加しやすくなるための措置として規定いたします。

89ページの改正文に戻りまして、附則でございますが、この条例は、令和4年10月1日から施行いたします。

以上、大田原市職員の育児休業等に関する条例及び大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(櫻井潤一郎) 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(櫻井潤一郎) 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第59号につきまして原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(櫻井潤一郎) 異議なしと認めます。

よって、議案第59号 大田原市職員の育児休業等に関する条例及び大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第60号 大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

○委員長(櫻井潤一郎) 次に、日程第5、議案第60号 大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長(益子和弘) 議案第60号 大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、市長の附属機関として大田原市財政健全化
検証委員会を設置するとともに、当委員会委員の報酬の額を定めるため、関係する2つの条例を一括改正するもので
あります。

詳細につきましては、総務課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○委員長(櫻井潤一郎) 総務課長。

○総務課長(君島 敬) それでは、ご説明いたします。

100ページを御覧ください。第1条関係は、大田原市附属機関設置条例の一部改正するもので、別表は附属機関の設置及び担
任事務を規定した一覧であります。

それでは、101ページの新旧対照表を御覧ください。第1条関係は、大田原市附属機関設置条例の一部を改正するもので、
別表は附属機関の設置及び担任事務を規定した一覧でございます。附属機関の欄、「大田原市事業仕分け実施委員会」の項を
「大田原市財政健全化検証委員会」に改め、担任事務の欄、「事業仕分けに関する審議に関する事務」を「財政健全化に
関する審議に関する事務」に改めるものであります。

続きまして、102ページ、第2条関係につきましては、大田原市特別職の職員等で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するもので、別表は特別職の職員等の報酬を規定した一覧であります。
職名の欄、事業仕分け実施委員会委員、その内訳、弁護士及び大学教授等、その他を財政健全化検証

委員会委員に改めるとともに、報酬の額の欄、「日額1万2,000円」を「日額1万5,000円」に改めるものでございます。

100ページの議案書補助資料にお戻りいただきまして、中段に改正後の大田原市財政健全化検証委員会において検証を予定する対象事業並びに検証の内容を記載しております。1つ目が令和3年度の補助費として支出したうちの主な補助金などの決算額が500万円以上で、一般財源の割合が高い事業、2つ目が令和3年度の施設の維持管理に係る事業で、主に委託料などの決算額が500万円以上の事業、3つ目が本市が出資している5つの法人等の財務状況についてであり、それぞれの目的の達成度や費用対効果などを検証していただきたいと考えております。

99ページの改正文に戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行いたします。

以上、大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

斎藤委員。

○委員（斎藤光浩） 確認なのですが、対象事業数について、いろんな百数十件とか、十数件とか、いろんな言葉をお聞きしたのですが、ちょっと確認したいのですが、補助金関係のほうは500万円以上の補助金があって、一般財源の高い事業の件数と、委託料のほうの500万円以上の件数を教えていただきたいのですが。

○委員長（櫻井潤一郎） 経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） お答えいたします。

まず、補助金を含む補助費でございますが、令和3年度決算ベースでいきますと36事業でございます。

（「500万以上の……」と言う人あり）

○経営管理部長（益子和弘） 施設に関する件数でございますが、37事業でございます。

以上でございます。

○委員長（櫻井潤一郎） 斎藤委員。

○委員（斎藤光浩） その事業の大体の金額というのは合計で、今言った36件、37件とそれぞれ対象があると思うのですが、その金額は。

○委員長（櫻井潤一郎） 全部の。

○委員（斎藤光浩） 全部の。はい。

○委員長（櫻井潤一郎） 総額。

○委員（斎藤光浩） 36件、総額、例えば。対象金額。後でも。

○委員長（櫻井潤一郎） 経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 補助金を含む、補助金のほかにも各事業いろいろな経費が入ってまして、それはあるのですが、そのずばり補助金だけのというのはちょっと手元にないものですから、後でご報告させていただきたいと思っております。

○委員長（櫻井潤一郎） 斎藤委員。

○委員（斎藤光浩） もう一つが、以前いただいたこの経常収支比率のここに書かれている、この今説明があった対象になっているのが物件費と補助費等ですか。これでいいのでしょうか。

○委員長（櫻井潤一郎） 経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 経常収支比率に含まれている物件費、補助費も今回の対象の中に含まれております。

以上でございます。

○委員（斎藤光浩） ということは……

○委員長（櫻井潤一郎） 4回目だけれども、いいです。

○委員（斎藤光浩） 4回目、失礼しました。

ここに入っているのは一般財源ですけれども、それ以外のものを含めたということが対象ということですね。

○委員長（櫻井潤一郎） 経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 一般財源の割合の多いということでございますので、一般財源以外にも国、県からの支出金が入っているものも対象となっております。

以上でございます。

○委員長（櫻井潤一郎） 君島委員。

○委員（君島孝明） 私から財政健全化の委員会ということで、検証委員会か、この前の本会議のときがありました。健全化法上では今、健全であるという判断の中で、市民に対して健全化検証しますよとなると、では不健全なのではないかということも市民の方は思うかもしれません。ただ、この前の本会議のときにご説明あったように、例えば基金を取り崩してやっていることに対しては、これはちょっと直していかなくてはならないのではないかとすることは理解します。

そんな中で、今後この健全化をしますよという説明の中で、そんなに不健全なのかということをおおらないように、何かそんな方法を考えているかをお聞かせいただければと思います。

○委員長（櫻井潤一郎） 経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 毎年度決算につきましては、予算もそうなのですが、市民の方に何らかの形で周知しておりますけれども、その中におきまして、確かにこれまでも健全化法上は一定の基準に達していないということで、イメージ的には健全なのだよという表現でやってまいりましたけれども、令和2年度、3年度につきましては、ご承知のとおり大幅な歳出の削減をさせていただいたところでございますが、今後につきましては、その大幅な歳出削減をしたという結果も踏まえまして、今、大田原市はきゅうきゅうな逼迫している状態ではないよ。しかしながら、これまでと同じような財政運営をしていると、健全な状態を脱する可能性があるということを中心に周知してまいりまして、今を維持しながら、さらに健全化を目指していくという表記をどこかでしてまいりたいと考えております。

○委員長（櫻井潤一郎） 君島委員。

○委員（君島孝明） 了解しました。そういうことであれば、すごく市民の方も納得されるのではないかと思いますので、ぜひよろしく申し上げます。

もう一点なのですが、第三者委員会での事業について結論を出すということなのですが、そんな中で、

その結論出たものに対して、それが本当に結論になってしまうのか、それを答申として受けて、執行部もしくは議会のほうでその内容について検討できるのかを確認します。

○委員長（櫻井潤一郎） 経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 検証委員会は、あくまでも市長の諮問機関でございますので、結果が出されましたら、執行部のほうでその結果をいただきまして、その後、その内容をよく精査して、予算に反映していくか、していかないかということになるかと思うのですが、諮問機関ですので、その諮問機関から出されたものをそのまま同じように予算に反映するという考えはございません。あくまでも諮問機関の意見としてちょうだいしたいと考えております。

○委員長（櫻井潤一郎） 高崎委員。

○委員（高崎和夫） まず、この前説明があったかと思えますけれども、今回のこの検証委員会、改めてちょっとお答えいただきたいのですが、これだけやっぱりみんな関心を持っている。これだけのいろんな事業を検証するという事の中で、ある程度どれをやるということは、検証委員会にかけるときには項目は決まるのだらうと思うのですが、そういう決まった中で、これ公開でやることはできるのか、考えられないのですか。

○委員長（櫻井潤一郎） 経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 本会議のほうでもご答弁をさせていただいたのですが、公開でやりますと、どうしても利害の関係者がお聞きになったり、そういった状況になりますと、委員の方々もなかなかやりづらいということ、それから例えばですが、団体の補助金などを審査する場合、団体の経営内容なども検証の中で出てきてしまうので、もしかすると団体にとって不利な情報などもやり取りがあるかと思えますので、非公開とさせていただきたいと考えております。

○委員長（櫻井潤一郎） 高崎委員。

○委員（高崎和夫） それから、決算額が500万円以上のもの、今、36事業ということですが、この500万円以下のものも、また前回市長のほう、答弁の中では見直す考えがあるというようなご答弁があったかと思えますけれども、検証委員会の任期は2年というようなことは言われておまして、年にこの委員会、3回か4回ということで、同じようにやっていると、これ大体この500万円以下のものでもこの検証が終わるまで検証委員会は続けるという考え方でよろしいのですか。

○委員長（櫻井潤一郎） 経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 任期が2年でございまして、この後ご議決いただいた後、早急に委員の皆様を選定に入るわけなのですが、今のところ私どものほうで考えているスケジュールでございまして、早くて11月から1回目ができるとしますと、年度内は恐らく3回か4回、令和5年度につきましても、おおむね5回程度を予定しておりますが、これからその中で1年半ない中で、回数的には8回程度の中で検証できるものを先ほど申しあげました36事業、37事業、それから法人5つの分で委員さんと最終的にはスケジュールのほうも調整させていただきたいと考えておりますので、全て見れるかどうかというのは、今のところだと全部は見切れないなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（櫻井潤一郎） 高崎委員。

○委員（高崎和夫） 3回目なのですけれども、もう一回、4回目までちょっとよろしいですか。

○委員長（櫻井潤一郎） 3回やってから。

○委員（高崎和夫） では、中身が違ってしまいますので。まず、今、全部はできないということですが、全部できないのではなくて、何度もやるという、そういうあれではなくて、ある程度まで来たら、では残ったものはもうそれで検証をやめてしまうという、そんな感じになってしまうのですか。

○委員長（櫻井潤一郎） 経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） やってていないので、まだ何とも言えないのですけれども、年間開催できる回数からしますと、36事業、37事業、それから5法人、選びましたので、できれば全部やっていただきたいという気持ちはあるのですが、今のところ全部できないのかなという、すみません。私の感覚的なところも入ってしまっているのですが、検証作業、結構時間かかるものもあるかと思っておりますので、できれば全部やっていただきたいのですが、委員の皆様もお仕事をお持ちの方がいらっしゃる可能性もありますので、そうそう何回も開催できないという観点から、私先ほど全部は見切れないかもしれないというふうに申し上げました。

以上でございます。

○委員長（櫻井潤一郎） 高崎委員。

○委員（高崎和夫） それから、先ほど君島委員のほうから、その今回の第三者委員会のは答申だと、第三者委員会は、その決定したものを市長のほうに答申するというので、結論ではないというような今説明だったかと思っておりますけれども、この間のちょっと会議録の中を検証しないとはっきり私も言えないと思いますが、この間の高瀬議員の質疑の中で、その第三者委員会は結論を出してもらおうというような答弁をしていたような気がするのですね、市長のほうで。だから、そのときこの結論ではない、答申だということであると、答申だろうと、私もそうだと思いますけれども、この結論ということであると、これ修正をしなくてはならないのではないかという気がするのですが。

○委員長（櫻井潤一郎） 経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 恐らくその結論と市長が答弁したのは、検証委員会の結論ということを考えられたのだと思いますけれども、再度確認をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） 菊地副委員長。

○委員（菊地英樹） 検証委員会の委員の選定方法なのですが、具体的にどういう過程で選ばれるのか、また人数は何人ぐらいなのかと教えていただきたいのですが。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） 委員につきましては、まず数としましては5名以内で予定はしております。これは、要綱の中でも5名以内ということをおうたっておるものですから、5名以内で、具体的なその委員の選定になりますと、当然ながらそのご議決をいただければ、その後動くという形になるものですから、これはあくまでも予定でございますけれども、今考えているのは公認会計士、それから大学教授、それから弁護士、その他識見を有する方ということで、最低でも4名程度委員は確保したいと考えております。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） 菊地副委員長。

○委員（菊地英樹） 弁護士、大学教授、公認会計士とか、どういうルートで人選を行うのか伺いたいのですが。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） これにつきましても、その特別なルートを持っているわけでもございませんので、これにつきましても、ご議決いただいた際には、早急にそれも含めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（櫻井潤一郎） 菊地副委員長。

○委員（菊地英樹） 検証委員会の委員のその人選が決まったときに、決まった場合はすぐに公開というか、公表されるのでしょうか、メンバーの方の名前とか。それはいつ公表するのですか。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） 委員が決定したというのを、それだけを公表するというのは、ちょっと予定は考えてはおらなかったのですが、ただ、いずれにしましても、これがご議決いただければ、この委員会のもちろんその組織、どういった方を委員に充てるかということも含めて、それからその後のスケジュール等々もございますので、その委員会、委員、それからスケジュール、そういったもの、ある程度まとめた上で、そういったものをどういった形で公表するのか、それも含めて検討はしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（櫻井潤一郎） 具体的には、さっき11月という話も出たのですけれども、その辺は決まっていなということですか、公表できる時期というのは。それを今聞いているのですけれども。

総務課長。

○総務課長（君島 敬） 11月、先ほど部長の答弁の中で、早ければ11月ぐらいかという話もありましたが、当然その11月に開催するとなれば、その10月のそれが中旬なのか、下旬なのか、ちょっと分かりませんが、10月中には組織体制ができて、スケジュールが確定すると思われまますので、それが最速で公表できる時期とは考えられます。ただ、今のところはそこまでかなと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 11月か12月の定例会、11月に臨時を開くか、臨時議会を開いて承認をもらうか、それではいけない。12月定例会か、その辺の段取りですか。

（「未定ですよ」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 承認関係ないのだけ。

（「これを承認しちゃえば」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） これを承認してしまえば、もう関係ないね。全協で発表。

（「報告」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 報告。

総務課長。

○総務課長（君島 敬） いずれにしましても、まず今の段階では財政健全化検証委員会のこの附属機関の

設置、この条例、それから報酬条例のほうをご議決いただくことを今全力で我々目指しておりますので、もしご議決いただけた際には、先ほどの繰り返しになりますが、委員会の組織、それからスケジュールも含めて早急に検討した上で、こういった形で公表するのことも含めて、それも含めての検討はしてまいりたいと思いますので、この委員会でこういったスケジュールというのは報告できませんが、ご承知おきいただければと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（櫻井潤一郎） 分かりました。よろしいですね。

伊賀委員。

○委員（伊賀 純） 先ほどの高崎委員のときのちょっと追加でお伺いしたいのですけれども、その数が多くて検証が終わらずというときは、この検証委員会2年というお話だったけれども、延長されるということも含まれていらっしゃるのかお伺いします。

○委員長（櫻井潤一郎） 経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 現時点で、もうちょっと先のことなので、はっきり申し上げられませんが、検証が終わらないとなれば、2年という任期を再延長という可能性も考えられると思います。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） 菊地副委員長。

○委員（菊地英樹君） 委員の選考に公募はしないということなのですけれども、公募しないとなると自治基本条例の精神及び大田原市附属機関設置条例施行規則第3条第1項中の市民の意思の反映のこの観点についてどのようにお考えなのか伺います。

○委員長（櫻井潤一郎） 経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 大田原市附属機関の委員の公募に関する基本要綱というのがございまして、その第2条の規定におきましては、委員は公募により選任するというのが規定でございしますが、専門的な知識を要する場合や公募になじまないなど特別な理由がある場合は、この限りではないと規定があるため、そのため今回は公募しないということでございます。

以上でございます。

○委員長（櫻井潤一郎） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第60号につきまして原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号 大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第61号 大田原市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例及び大田原市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（櫻井潤一郎） 次に、日程第6、議案第61号 大田原市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例及び大田原市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 議案第61号 大田原市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例及び大田原市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定については、関係する地方自治法等の改正に伴い、条項を引用する部分ほか用語使用に関する部分を改めるため、関係する2つの条例を一括改正するものがあります。

詳細については総務課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） それでは、ご説明いたします。

107ページの新旧対照表を御覧ください。第1条関係は、大田原市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正で、本条例において生じている条ずれを解消しつつ、現行法令の条項内容に合わせて改正を行うものであります。

第4条の2は、行政財産の貸付けができる場合について規定した地方自治法第238条の4第2項が過去の法改正により庁舎等建物を含めた敷地を貸付けする場合や、土地に地役権を設定する規定などが新たに加えられ、全6号に細分化されていることから、細分化された内容を対象団体や貸付けなど行為ごとに本条例では4項にまとめて改正いたします。

また、第4条の2第1項は、行政財産である土地を他の地方公共団体、公共的団体、その他市長が特に必要と認めるものに貸付けができる旨を規定いたします。

次に、108ページの第2項は、行政財産である土地を国、ほかの地方公共団体又は地方自治法施行令第169条の2各号に規定する法人に貸付けができる旨を規定いたします。

次に、第3項は、行政財産である庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地を庁舎等とし、これを他の地方公共団体、公共的団体、その他市長が特に必要と認めるものに貸付けすることができる旨を規定いたします。

次に、第4項は、行政財産である土地に対し、政令第169条の4第1項各号に規定する法人、具体的には鉄道、道路、その他インフラ事業者になりますが、こういった法人には地上権を設定することができる旨、また政令第169条の5第1項に規定する法人、具体的には電気事業者などには地役権を設定することができる旨を規定いたします。

続きまして、109ページを御覧ください。第2条関係は、大田原市行政財産使用料条例の一部改正で、条ずれを解消するためのものであります。

第2条は、行政財産の許可について規定している地方自治法第238条の4第7項が既に同条第7項と改正されていることから、改正いたします。

また、別表第3条関係に規定している電気通信事業法施行令第5条は、既に第8条へと改正されていることから、それぞれ現行法令の条項に合わせて改正を行い、それと合わせて第6条及び第7条の表現を一部

改正いたします。

105ページの改正文に戻りまして、附則として、この条例は、公布の日から施行いたします。

以上、大田原市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例及び大田原市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

伊賀委員。

○委員（伊賀 純） すみません。この途中、この変更のところなのですけれども、これ市長の判断でというところがあるのです。この109ページ、市長は次の該当すると認めたときという、109ページ、第6条かな、そこのこれわざわざこの市長の文言が出てくるというのは、何かもうそういう事例があって、この市長を入れた理由というその背景か何かがあるのかなとお聞きします。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） これは、今回の改正よりも、改正前にも既に入っておりますけれども……

（何事か言う人あり）

○総務課長（君島 敬） この表現自体が行政財産は次の各号1に該当するときは、これを無償許可することができるというものなのですけれども、いわゆるその条例の中での言い回しとして、任命権者であったり、市長であったり、そういったものを主語として持ってくる場合がございますので、これも合わせて表現を変えたというところなので、市長の判断がこれにどうこうというものではございません。よろしいですか。

○委員長（櫻井潤一郎） 伊賀委員。

○委員（伊賀 純） すみません。この市有財産、行政財産という、今、この間視察に行ったリングローであったり、そういうこと、廃校利用とか、今後出てくる、これはその中に入ると思うのですけれども、私、この間のリングローの件でいろいろちょっと勉強していたら、リングローには無償貸与されているわけですね。全部無料で貸出しをされていると思うのだけれども、この事業内容の中に、その空き教室を月々2万円の施設管理費で職場としてご利用いただける賃貸教室という事業内容があるのです。その中でレイアウトとか、そういうのも内装も自由に変更していただいていいというふうな事業内容があるのですけれども、その無償で貸し出して、そしてその1つの教室を2万円で貸し出して利益を得る。それも何か私はちょっと又貸してみたいのに当たるのではないかな。少し教室を無償ではなくて、やっぱり市民の財産だから、少し金額的に少なくてもいいと思うけれども、その又貸しのような使い方というのは私はどうなのだろうとすごい不思議というか、疑問を持つのですね、その事業の中に。今後この無料で、こうやって基本無料ということで打ち出されているのかなというふうに読めるのですけれども、このところは今後は少しの賃料というのですか、を払ってもらおうとか、これは鹿沼市で日本酒の醸造を小学校でしていくと、小林酒造さんかな、というのを私は電話で聞いてみたら、やはり無料ではないということなのです。少しもちろん賃貸料はいただきますということ。そこで、ただただボランティアでNPOとか、そういう非営利とか、そういうのだったらあれだけれども、本当に1部屋をお貸しする。貸して、レイアウトもして、カフェでも何でも、業種が全然違うのを貸し出して、そこでお金が生まれていくというのは、市が無償で貸し出す意味というのはあるのかなとすごい疑問に思うのですけれども。

○委員長（櫻井潤一郎） 伊賀委員、この件に関しましては、ちょっとこの……

○委員（伊賀 純） すみません。違いますか。

○委員長（櫻井潤一郎） 案件とはちょっと離れている感じが。

○委員（伊賀 純） 無償というところがすごい気になって、どういうふうにお考えかなと思います。

○委員長（櫻井潤一郎） リングローの案件がちょっと総合政策部のほうになってしまうので、この議案に対しての、ちょっとどうですか。経営管理部、答えられたらちょっとお願いしたいのですが。

経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） リングローに関しましては、私どものほうの範疇ではないので、何とも申し上げられないのですが、いろいろ貸し出しするケース、貸し出しする方法もいろいろとありまして、リングローに関しては、提案制度、この学校を使ってくれないかという私どものほうからの提案制度でございます。逆に使用料を取っているのは、事業者さんのほうから貸してくれないかというケースがいろいろありますので、その都度判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（櫻井潤一郎） いいですか。後で聞いてください。

○委員（伊賀 純） はい、分かりました。終わります。

○委員長（櫻井潤一郎） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第61号につきまして原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号 大田原市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例及び大田原市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎散 会

○委員長（櫻井潤一郎） 以上で当委員会に付託されました案件につきましては、終了いたしました。

これにて総務常任委員会を散会いたします。

午前11時28分 散会